



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

第5回(令和5年度)福岡中央青色申告会定時総会が開催されました



5月25日(木)に第5回となる一般社団法人福岡中央青色申告会の定時総会が、福岡県中小企業振興センターにて開催されました。

第1部の総会では、第4期の事業・決算報告及び次期の事業計画・予算案が、すべて原案通りに承認されました。

基調講演では、博多税務署から宮崎英樹署長を講師にお招きして、長年、酒税に携わってきた宮崎署長だからできる日本酒についてのお話を「お酒の講座」のタイトルのもと、お酒に詳しくない人でもわかるように懇切丁寧に披露されました。講

演では、日本酒の種類について基礎知識を説明された後、国税局が作成した酒蔵マップを使いながら福岡の酒蔵を紹介されました。また、国税局のYouTubeチャンネルを見ながら、酒類業調整官・担当官がどのような仕事をしているのか、酒蔵ではどのようにして日本酒を作っているのか等、動画を使って説明されました。

その後、第2部として懇親会を行いました。会員さんのお店の料理やお酒で懇親を深めたい、という思いのもと、お寿司・お刺身・オードブル・お酒を会員さんのお店から手配し、「お酒の講座」にちなんで福岡の日本酒11種飲み比べコーナーも設けました。はじめて参加される方も多かったのですが、お酒の種類が豊富だったこともあり(笑)楽しい懇親会になったと思います。

お忙しい中ご協力いただいた会員の「博多よし魚」さん、「飯や 銀次郎」さん、「酒屋ハンモック」さん、ありがとうございました。また、ご参加いただいた会員の皆さま、誠にありがとうございました。



会員紹介者として表彰された会員の皆さん

令和5年分所得税の予定納税があります。減額申請もできます。

令和5年分所得税の予定納税

令和4年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(月)に令和5年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をおきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、または業況不振などのため、令和5年分の所得税の見込み税額が令和4年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和5年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

(1) 7月減額申請

令和5年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月18日(火)までに税務署に提出しなければなりません。

(2) 11月減額申請

令和5年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(水)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和5年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(令和5年分は年0.9%)をつけて返金してくれます(受け取った還付加算金は雑所得になります)。予定納税に関するご相談はご予約のうえ、ご来会ください。



